

愛知県孤独・孤立対策庁内連絡会議設置要綱

（目的）

第1条 孤独・孤立に関する各種施策を全庁横断的に検討、推進することを目的として、愛知県孤独・孤立対策庁内連絡会議（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項について検討を行う。

- （1）孤独・孤立に関する対策の推進のための取組に関すること
- （2）孤独・孤立に関する対策の推進のための関係部局の連携に関すること
- （3）その他孤独・孤立に関する対策の推進のために必要な事項

（構成）

第3条 ワーキングチームは、別表に掲げる者により構成する。

- 2 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 リーダーは福祉局福祉部長とし、サブリーダーは福祉局福祉部地域福祉課長とする。

（リーダー及びサブリーダー）

第4条 リーダーはワーキングチームを代表し、会務を総理する。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐するとともに、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 ワーキングチームの会議は、リーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第6条 ワーキングチームの事務局は、福祉局福祉部地域福祉課内に置く。

（関係課室等の協力）

第7条 ワーキングチームに関係する課室等は、積極的にその運営に協力するものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、２０２１年３月２６日から施行する。

この要綱は、２０２１年４月１日から施行する。

この要綱は、２０２２年４月１日から施行する。

この要綱は、２０２３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

区分	構成員
リーダー	福祉局福祉部長
サブリーダー	福祉局地域福祉課長
チーム員	政策企画局企画課長 総務局総務課長 人事局人事課長 防災安全局防災危機管理課長 県民文化局県民総務課長 環境局環境政策課長 保健医療局医療計画課長 経済産業局産業政策課長 労働局労働福祉課長 観光コンベンション局観光振興課長 農業水産局農政課長 農林基盤局農林総務課長 建設局建設企画課長 都市・交通局都市総務課長 建築局住宅計画課長 スポーツ局スポーツ振興課長 病院事業庁管理課長 教育委員会事務局総務課長 県警本部警務部警務課長